

# 地 域 防 災 計 画

資 料 編

平成21年10月  
平成28年11月改訂

剣 淵 町 防 災 会 議



# 目 次

資 料 編	1
関係機関等の連絡先	1
1. 剣淵町	1
2. 北海道	1
3. 自衛隊	1
4. 指定地方行政機関	2
5. 指定公共機関	2
6. 指定地方公共機関	2
7. その他の公共的団体	3
8. 近隣市町	3
条例及び協定等	4
条例1. 剣淵町防災会議条例	4
条例2. 剣淵町災害対策本部条例	5
協定1. 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	6
協定1-1. 北海道コカ・コーラボトリング(株)、剣淵町の協力に関する協定	8
協定1-2. サントリーフーズ(株)北海道支社、剣淵町の協力に関する協定	10
協定2. 北海道広域消防相互応援協定	12
協定3. 剣淵町内郵便局、剣淵町の協力に関する協定	14
別記 北海道災害義援金募集委員会会則	16
別紙 災害義援金募集事業要綱骨子	17
別記 北海道災害義援金配分委員会会則	18
別紙 災害義援金配分事業要綱骨子	19
図表等	20
第4章-別表1 水防区域	20
第4章-別表2 地すべり・がけ崩れ等危険区域(急傾斜地崩壊危険区域)	21
第4章-別表3 土石流危険区域	22
第4章-別表4 危険物取扱所及び貯蔵所	23
第4章-別表5 重要水防施設(樋門、樋管)	24
第4章-別表6 水防倉庫及び主要備蓄資機材一覧	26
第4章-別表7 消防組織	26
第4章-別表8 消防施設整備状況	27
第4章-別表9 指定緊急避難場所及び指定避難所	28
第4章-別図1 災害危険図	29
第5章-別表1 被害状況の判定基準	30
第5章-別表2 車両確保の現況	34
第5章-別表3 ヘリコプター発着可能地	34
第5章-別表4 AED(自動体外式除動機)の設置箇所	35
第5章-別表5 災害応急金融計画	36
様式	47
第3章-様式1 注意報、警報並びに情報等受理票	47
第4章-様式1 水防活動実施報告書	48
第5章-様式1 災害情報	49
第5章-様式2 被害状況報告(速報 中間 最終)	51

第5章-様式3	公用令書等（別表 第1号様式～第6号様式）	53
第5章-様式4	避難所収容台帳（避難所）	56
第5章-様式5	避難所設置及び収容状況（剣淵町）	56
第5章-様式6	規制の標識等	57
第5章-様式7	緊急通行車両確認証明書	58
第5章-様式8	世帯構成員別被害状況	58
第5章-様式9	物資購入（配分）計画表	59
第5章-様式10	物資受払簿	59
第5章-様式11	物資給与及び受領簿	60
第5章-様式12	物資の給与状況	60
第5章-様式13	消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票	61
第5章-様式14	救急患者の緊急搬送情報伝達票	62
第5章-様式15	自衛隊の災害派遣要請	63
第5章-様式16	自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請	64

# 関係機関等の連絡先

## 1. 剣淵町

名 称	所 在 地	電 話 番 号
剣淵町役場	剣淵町仲町 37 番 1 号	0165-34-2121
剣淵町健康福祉総合センター	剣淵町仲町 28 番 1 号	0165-34-3955
士別地方消防事務組合消防署剣淵支署 剣淵町消防団	剣淵町仲町 37 番 1 号	0165-34-2132
国民健康保険剣淵町立診療所	剣淵町仲町 28 番 1 号	0165-34-2030
剣淵町農業振興センター	剣淵町仲町 3 番 8 号	0165-34-3311
剣淵町教育委員会	剣淵町仲町 37 番 1 号	0165-34-2121
剣淵町絵本の館	剣淵町緑町 15 番 3 号	0165-34-2624
剣淵町保育所	剣淵町西町 4 番 1 号	0165-34-2644
剣淵小学校	剣淵町西町 23 番 1 号	0165-34-2116
剣淵中学校	剣淵町西町 20 番 1 号	0165-34-2211
北海道剣淵高等学校	剣淵町仲町 22 番 1 号	0165-34-2549
剣淵温泉「レークサイド桜岡」	剣淵町東町 5141 番地	0165-34-3100

## 2. 北海道

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道総務部危機対策局	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目	011-231-4111
上川支庁地域振興部地域政策課	旭川市永山 6 条 19 丁目 1 番 1 号	0166-46-5918
旭川土木現業所士別出張所	士別市西 4 条北 1 丁目	0165-23-2191
上川保健福祉事務所名寄地域保健部	名寄市東 5 条南 3 丁目 63 番地 38	01654-3-3121
上川農業改良普及センター士別支所	士別市東 9 条 6 丁目	0165-23-1181
上川北部森づくりセンター	美深町字東 2 条南 4 丁目	01656-2-1726
北海道警察旭川方面本部	旭川市 1 条通 25 丁目 487-6	0166-35-0110
北海道旭川方面士別警察署	士別市東 5 条 5 丁目 1	0165-23-0110
旭川方面士別警察署剣淵警察官駐在所	剣淵町仲町 7 番 11 号	0165-34-2131

## 3. 自衛隊

名 称	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊第 2 師団第 2 特科連隊	旭川市春光町国有無番地	0166-51-6111

#### 4. 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号	
北海道農政事務所地域第 10 課	士別市東 4 条 2 丁目 7-2	0165-22-3143	
北海道開発局 旭川開発建設部	防災対策官	旭川市宮前通東 4155 番 31	0166-32-1111
	士別道路事務所	士別市大通西 15 丁目 3142 番地 31 号	0165-23-3146
	名寄河川事務所	名寄市西 6 条南 9 丁目	01654-3-3177
上川北部森林管理署	下川町緑町 21 番地 4	01655-4-2551	
旭川地方气象台	旭川市宮前通東 4155 番 31	0166-32-7102	

#### 5. 指定公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
剣淵郵便局	剣淵町仲町 8 番 4 号	0165-34-2033
(株)NTT東日本ー北海道 旭川支店	旭川市 10 条 10 丁目	0166-20-5410
J R 士別駅	士別市西 3 条 8 丁目	0165-23-2736
北海道電力株式会社名寄営業所	名寄市西 3 条南 4 丁目 14 番地	01654-3-2131
日本赤十字社北海道支部	札幌市中央区北 1 条西 5 丁目	011-231-7126
日本放送協会旭川放送局	旭川市 6 条通 6 丁目 27 番地	0166-24-8808

#### 6. 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道放送株式会社 旭川放送局	旭川市宮下通 8 丁目 4153-2	0166-23-6610
札幌テレビ放送株式会社 旭川放送局	旭川市東旭川北 2 条 6 丁目 1 番 2 号	0166-36-1010
北海道テレビ放送株式会社 旭川支社	旭川市 2 条通 8 丁目	0166-25-4151
北海道文化放送株式会社 旭川支社	旭川市 4 条通 10 丁目	0166-26-2010
旭川ガス株式会社	旭川市 4 条通 16 丁目左 6 号	0166-25-3504
上川北部医師会	名寄市西 5 条北 2 丁目	01654-2-5311
旭川歯科医師会	旭川市金星町 1 丁目 1-52	0166-22-2361

## 7. その他の公共的団体

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北ひびき農業協同組合剣淵基幹支所	剣淵町仲町 36 番 5 号	0165-34-2011
上川北農業共済組合	士別市東山町 3343-2	0165-23-4161
てしおがわ土地改良区	士別市東 4 条 3 丁目 1 番 4	0165-29-7177
士別地区森林組合	士別市東丘 1 丁目 3 番 12 号	0165-23-5128
剣淵商工会	剣淵町緑町 7 番 1 号	0165-34-2648
社会福祉法人 剣淵町社会福祉協議会	剣淵町仲町 28 番 1 号	0165-34-3922

## 8. 近隣市町

名 称	所 在 地	電 話 番 号
士別市役所	士別市東 6 条 4 丁目 1 番地	0165-23-3121
和寒町役場	和寒町西町 120 番地	0165-32-2421

# 条例及び協定等

## 条例 1. 剣淵町防災会議条例

### 剣淵町防災会議条例

(昭和 37 年 12 月 4 日条例第 31 号)  
改正 平成 12 年 3 月 8 日条例第 7 号  
平成 12 年 9 月 22 日条例第 33 号  
平成 20 年 3 月 10 日条例第 6 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、剣淵町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 剣淵町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 剣淵町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 北海道の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (4) 町の教育委員会の教育長
  - (5) 町の消防団長
  - (6) 消防事務組合の職員のうちから町長が任命する者
  - (7) 前各号に定める者のほか、町長が必要に応じ指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他公共的機関・団体の職員等のうちから任命する者
- 6 前項の定数は、15 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和 37 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 8 日条例第 7 号抄）

(施行期日)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 9 月 22 日条例第 33 号）

この条例は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 10 日条例第 5 号）  
この条例は、公布の日から施行する。

## 条例 2. 剣淵町災害対策本部条例

### 剣淵町災害対策本部条例

（昭和 37 年 12 月 4 日条例第 28 号）  
改正 平成 12 年 9 月 22 日条例第 33 号  
平成 20 年 3 月 10 日条例第 5 号

（目的）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 7 項の規定に基づき、剣淵町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（班）

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 班長は、班の事務を掌理する。

（雑則）

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 37 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 9 月 22 日条例第 33 号）

この条例は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 10 日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

# 協定 1. 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

## 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、道内における災害時又は武力攻撃事態、武力攻撃予測事態若しくは緊急処理事態（以下「災害時等」という。）において、被災市町村（災害時に被災した市町村又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要のある市町村のみでは避難、救援等の応急措置又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置（以下「応急措置等」という。）を十分に実施できない場合に、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 67 条第 1 項及び第 68 条第 1 項又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 17 条第 1 項及び第 18 条第 1 項若しくは同法第 183 条において準用する第 17 条第 1 項及び第 18 条第 1 項の規定に基づく道及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第 2 条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者等（避難住民並びに災害、武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害の被災者をいう。以下同じ。）の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第 3 条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の支庁地域に区分するものとする。

（道の役割）

第 4 条 道は、市町村の処理する防災及び国民保護に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第 5 条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の要請の区分）

第 6 条 応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第 1 要請 被災市町村の長が当該支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
- (2) 第 2 要請 被災市町村の長が他の支庁地域の市町村の長に対して行う応援の要請
- (3) 第 3 要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

（応援の要請の手続）

第 7 条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第 2 条第 1 号及び第 2 号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 第 2 条第 3 号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 第 2 条第 4 号に掲げる職員の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路

(6) 応援の期間

(7) 前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項

- 2 応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあっては、その旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。
- 3 前2項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援の経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

- 2 応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。
- 3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

- 2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。
- 3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

- 2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成20年6月10日から施行する。

平成9年11月5日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成20年6月10日

北海道  
北海道知事  
北海道市長会  
北海道市長会長  
北海道町村会  
北海道町村会長

地域区分	構成市町村	地域区分	構成市町村
石狩支庁	石狩支庁管内の市町村	宗谷支庁	宗谷支庁管内の市町村
渡島支庁	渡島支庁管内の市町村	網走支庁	網走支庁管内の市町村
檜山支庁	檜山支庁管内の町	胆振支庁	胆振支庁管内の市町村
後志支庁	後志支庁管内の市町村	日高支庁	日高支庁管内の町
空知支庁	空知支庁管内の市町村	十勝支庁	十勝支庁管内の市町村
上川支庁	上川支庁管内の市町村	釧路支庁	釧路支庁管内の市町村
留萌支庁	留萌支庁管内の市町村	根室支庁	根室支庁管内の市町

# 協定 1-1. 北海道コカ・コーラボトリング(株)、剣淵町の協力に関する協定

## 災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書

剣淵町（以下「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、北海道と乙との間で平成18年12月22日付締結した「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」（以下「防災協力協定」という。）に基づき、甲の地域において災害対応型自動販売機により取り組む協働事業について、次のとおり協定を締結する。

### （目的・協働事業）

第1条 本協働事業は、防災協力協定に基づき、地域及び住民の安全・安心の補完、平常時からの防災意識の高揚による地域防災力の強化並びに地域振興活動の充実を目的として、乙所有のネットワーク接続された災害対応型自動販売機（電光掲示機能搭載型）を通して、次のサービスを提供するものである。

(1) 災害対応型自動販売機の電光掲示板による甲の地域情報、行政情報、災害情報、気象情報等（以下「情報」という。）の提供。

(2) 甲の災害基準により対策本部が設置された場合などの緊急時（以下「緊急時」という。）における災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供（以下「商品提供」という。）。

### （情報提供に関する事項）

第2条 災害対応型自動販売機の電光掲示板に掲示する情報の管理は甲が行うこととし、これによって生じる責任について、乙は一切負わないものとする。

2 電光掲示板の保全に要する費用及び電光掲示情報の送信等に係る費用は乙が負担するものとする。

### （商品提供に関する事項）

第3条 乙は、緊急時の認定及び商品提供の実行権限を甲に委任するものとする。甲がその商品提供の開始時期を決定した場合は、可能な限り事前に電話等にてその旨を乙に報告するものとし、後日速やかに報告書（様式1）を乙に提出するものとする。

### （災害対応型自動販売機の設置施設）

第4条 災害対応型自動販売機の設置施設は、別紙のとおりとする。

### （連絡先）

第5条 甲及び乙の連絡先は、次のとおりとする。

#### （甲の連絡先の表示）

名称	電話番号
剣淵町 総務課（代表）	0165-34-2121

#### （乙の連絡先の表示）

名称	電話番号
名寄士別販売課（代表）	0165-23-4352
本社総務部（夜間・休日／衛星携帯）	080-1017-0138

(守秘義務)

第6条 甲、乙は、協働事業の遂行にあたり、知り得たすべての情報及び相手方の営業上の秘密を、その目的・手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報はこの限りではない。

- (1) 開示又は知得の際、既に公知・公用となっているもの
- (2) 開示又は知得の際、自己が所有していたもの
- (3) 正当な権限を有する第三者から入手したもの

2 前項に定める義務は、この協定の有効期間満了後も有効に存続するものとする。

(効力)

第7条 この協定の有効期間は締結の日から1年間とし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成21年 6月25日

甲 上川郡剣淵町仲町37番1号  
剣淵町長

乙 札幌市清田区清田一条一丁目2番1号  
北海道コカ・コーラボトリング株式会社  
代表取締役社長

## 協定 1-2. サントリーフーズ(株)北海道支社、剣淵町の協力に関する協定

### 緊急時飲料提供ベンダー設置契約書

剣淵町（以下甲という）とサントリーフーズ株式会社（以下乙という）とは、緊急時飲料提供ベンダーの設置及びその営業に関し、以下のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、乙が後記設置場所に乙が所有又は管理する「緊急時飲料提供ベンダー」（以下自販機という）を設置し、当該自販機を使用して乙の取扱う清涼飲料水（以下商品という）を販売することを許可する。

第2条 緊急時における自販機の使用については、添付別紙の利用細則に定めるとおりとする。

第3条 甲は、設置された自販機の保全に協力する。乙は、以下のとおり自販機による商品販売業務を行い、商品の搬入その他で甲の通常業務に支障をあたえないように努める。

- ・自販機の設置・撤去及び保全・補修等の管理
- ・自販機で販売する商品の数量・品質等の管理、自販機への補充
- ・自販機内部にある売上代金・釣銭の管理
- ・自販機の故障・品切れ等で連絡があった場合の速やかなる対処

第4条 自販機での商品販売に必要な行政財産使用料および電気料は下記のとおりとし、内容については別に甲が行う「行政財産使用許可指令」によるものとする。

第5条 自販機の設置契約に関しては甲と契約業者（下記記載）の契約とする。

第6条 乙は、この契約における自販機管理、自販機を使用した商品販売等の業務を乙の任意に指定した業者に代行させることができ、甲はこれを了承するものとする。

なお、指定業者を変更する場合、乙は事前に変更内容を甲に連絡する。

第7条 この契約の存続期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。また、期間満了時2ヵ月前までに甲乙いずれかより変更又は解約の申し入れがない場合、この契約は1年間自動的に更新され、爾後もまた同様とする。

第8条 自販機撤去の際の原状復旧等に必要な工事は原則乙の負担とするが、この契約期間内に甲の事情により自販機を引き揚げる場合は、甲の責任と負担で原状復旧等に必要な工事を行う。

第9条 甲又は乙において、以下の事由に該当する事態が生じたときは、この契約を解除することができる。なお、その際は理由を記載のうえ通知するものとする。

- ・この契約各条項の一にても違反した場合
- ・信用状態の悪化又は相手方に対する不正の行為等が発生し、相手方がこの契約を継続しがたいと判断した場合
- ・この契約期間内に設置した自販機が撤去もしくは交換された場合

第10条 この契約に定めなき事項については、甲乙信義誠実の精神に基づき別途協議して解決するものとする。

以上契約の証として本証2通を作成し、各自記名押印のうえ、甲乙各1通を保有する。

平成21年4月1日

#### 記

設置場所	設置先名 剣淵町役場 設置場所 北海道上川郡剣淵町仲町 37 番 1 号 (連絡先) 0165-34-2121
契約業者	社 名 有限会社 丸八 小澤商店 住 所 北海道上川郡剣淵町仲町 2 番 3 号 (連絡先) 0165-34-2405
指定業者	社 名 道北飲料 株式会社 住 所 北海道旭川市東神楽 14 条 4 丁目 1-6 (連絡先) 0166-65-8664

行政財産使用料	金額	自動販売機に関わる行政財産使用料を甲からの請求に基づき、契約業者が支払う。
電気料負担額	金額 支払日	甲は契約業者に対し、自販機稼動用電気料を毎月末に締め、電力会社の電気料単価通知の上請求する。 甲は小メーターにより自販機稼動用電力を確認の上、請求書を作成する。 お振込み指定日までに、甲の指定する口座に、契約業者が振込みにて支払う。
販売価格	金額 支払日	缶商品・小容量ペットボトル商品：120円 500MLペットボトル商品：150円、天然水 500MLペットボトル商品：110円（全て税込み）
協賛内容 (備蓄用)	商 数 対 備 考	品 量 考 サントリー天然水（南アルプス）2L 20ケース（120本） 自動販売機設置時に無償提供 賞味期限が24ヶ月の為、賞味期限内に使用されなかった場合は、交換対応する。

以上

甲) 上川郡剣淵町仲町 37 番 1 号  
剣淵町長

乙) 札幌市北区北 8 条西 3 丁目 28 番地  
サントリーフーズ株式会社 北海道支社  
支社長

## 協定 2. 北海道広域消防相互応援協定

### 北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 21 条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第 2 条 この協定の対象とする災害は、法第 1 条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第 3 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第 4 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

(3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

(3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

(4) 応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

（応援の種別）

第 5 条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 陸上応援消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊（情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊をいう。以下同じ。）による応援

(2) 航空応援回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による応援

（応援隊等の登録）

第 6 条 市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援要請の方法）

第 7 条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第 1 要請

当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第 2 要請

当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請（第 1 要請を除く。）

ウ 第 3 要請

当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請（第 1 要請を除く。）

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

- 2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- 3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあっては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあっては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援要請の代行)

第7条の2 地域代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

- 2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

(応援隊の派遣)

第8条 前2条の規定により応援の要請を受けた市町等(以下「応援側」という。)の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第7条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

第10条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

- (1) 応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当
- (2) 車両及び機械器具の燃料費(現地で調達したものを除く。)
- (3) 車両及び機械器具の修理費
- (4) 消耗品の補充費(現地で調達したものを除く。)
- 2 航空応援に要する応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。
- 3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

第11条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償
- (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償
- 2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(協議)

第12条 この規定の定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則

この協定は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成6年7月25日締結)

この協定は平成6年8月1日から施行する。

地域	構成市町等(注 道北以外の地域については、略)
道北地方	旭川市、大雪消防組合、上川中部消防事務組合、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、富良野広域連合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合

## 協定3. 剣淵町内郵便局、剣淵町の協力に関する協定

### 災害時における剣淵町内郵便局と剣淵町の協力に関する協定

剣淵町内郵便局（以下「甲」という。）及び剣淵町（以下「乙」という。）は、剣淵町内に発生した地震その他の災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定する。

#### （定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

#### （協力要請）

第2条 甲及び乙は、剣淵町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (2) 被災者の避難先及び避難者リスト等の情報を相互に提供
- (3) 甲が所有する車両を緊急車両等として業務に支障のない範囲で提供（車両配備局に限る）
- (4) 郵便事業株式会社の災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて各社から要請があった場合の取扱い
- (5) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

#### （協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲において協力するものとする。

#### （会議）

第4条 甲は、業務の遂行に支障のない範囲で、乙が開催する防災会議に出席する。

#### （訓練）

第5条 甲は、業務の遂行に支障のない範囲で、乙が開催する防災訓練に参加する。

#### （経費の負担）

第6条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

#### （災害情報等連絡体制の整備）

第7条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

#### （情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

#### （連絡責任者）

第9条 この協定書に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

- 甲 郵便局株式会社剣淵郵便局長
- 乙 剣淵町総務課長

#### （協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

#### （有効期間）

第11条 この協定書の有効期間は、平成20年7月1日から平成21年6月30日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに1年間効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成20年6月30日

甲 劍淵町内郵便局  
代表 郵便局株式会社 劍淵郵便局長

乙 劍淵町  
代表 劍淵町長

## 別記 北海道災害義援金募集委員会会則

別記

北海道災害義援金募集委員会会則

(目的)

第1条 本委員会は災害による被災者を救援するため、災害救助法第31条の2第2項及び北海道地域防災計画第32節災害義援金募集(配分)計画に基づき北海道における災害義援金の募集に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会は北海道災害義援金募集委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(事務局)

第3条 委員会の事務局は日本赤十字社北海道支部(以下「日赤道支部」という。)に置く。

(組織)

第4条 委員会は第1条の目的に賛同し、協力する機関又は団体(以下「構成団体」という。)をもって組織する。

(委員)

第5条 委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

(2) 委員会の会長は、日赤道支部長をもって充てる。

(3) 委員は会議に出席し事案を協議する。

(委員会)

第6条 委員会は会長が必要と認めたとき、又は委員の要請に基づき会長が招集する。

(2) 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(3) 会長に事故あるときは、予め会長が指名した者が代理する。

(募集要綱等)

第7条 義援金募集要綱は別紙要綱骨子に拠るものとし、必要な細目についてはその都度委員会において協議し決定する。

(運営)

第8条 委員会の運営に必要な庶務並びに経費は日赤道支部において措置する。

(意見の聴取)

第9条 委員会は第1条の目的を達成するため、必要に応じて関係行政機関から意見を求めることができる。

(附則)

第10条 この会則は平成19年5月30日から実施する。

北海道災害義援金募集(配分)委員会会則(昭和57年9月1日制定)は廃止する。

「参考」

本委員会が実施する義援金募集業務は、災害救助法第32条に基づき北海道知事から救助又は応援の実施について委託(注)を受けている日本赤十字社北海道支部とその協力団体が実施するものであることから、寄託された義援金は法人税法第37条第3項第1号又は所得税法第78条第2項1号に規定する寄付金に該当するものである。

(注) 医療・助産・死体の処理(埋葬及び死体の一時保存を除く)に関する委託協定

(昭和34年9月1日 甲北海道知事 乙日赤北海道支部長)

## 別紙 災害義援金募集事業要綱骨子

### 別紙 災害義援金募集事業要綱骨子

北海道災害義援金募集委員会会則第7条に定める要綱骨子は次のとおりとする。

- 1 義援金募集要綱名  
要綱の名称は原則として発生した災害名を冠し「〇〇災害義援金募集要綱」とする。
- 2 実施主体  
北海道災害義援金募集委員会とする。  
(事務局：日本赤十字社北海道支部)
- 3 構成団体  
委員会構成団体名を明記する。
- 4 趣旨  
都度委員会において定める。
- 5 義援金の種別  
募集する義援金は原則として現金とする。  
特定の個人・施設・団体及び地域に配分を指定する義援金又は有価証券等は特別の場合を除き募集しない。
- 6 募集期間  
都度委員会において定める。
- 7 損金等の取扱い  
委員会名をもって募集する義援金は税制上損金等の扱いになることを明記する。
- 8 義援金の受付窓口  
各構成団体(同地方組織を含む)の事務所に義援金受付窓口を設定するほか、委員会が開設する義援金口座への振込み又は街頭募金等による。
- 9 受領書の発行  
各構成団体が義援金を受領したときは、その団体の受付窓口において受領書を発行する。  
ただし、寄託者が義援金の損金扱いを希望する場合は仮受領書を発行し、後刻委員会名の領収書(免税領収書)の発行手続きをとるものとする。  
(2) 街頭募金の場合は受領書は発行しない。
- 10 義援金の送金  
各構成団体において受付けた義援金は委員会が開設する義援金口座に随時送金するものとする。  
(2) 委員会口座に送金された義援金(預金利子を含む)は、募集期間終了後速やかに北海道災害義援金配分委員会が開設する義援金口座に送金するものとする。
- 11 広報・周知  
義援金募集の一般への広報・周知は委員会名をもって新聞・ラジオ・テレビ等を通じて広報するほか、各構成団体においても、立看板、懸垂幕、ビラ、その他団体が有する広報手段をもって周知する。  
(2) 義援金の募集成績は概ね1ヵ月2回程度集計し、その都度委員会名をもって新聞、ラジオ、テレビその他の方法により公表する。
- 12 義援品の取り扱い  
義援品は原則として取扱わない。
- 13 経費  
各構成団体が義援金を募集するに当って必要とする諸経費については、その団体が負担する。
- 14 その他  
本要綱骨子に定めるものの外必要な事項は委員会において定める。

## 別記 北海道災害義援金配分委員会会則

別記

北海道災害義援金配分委員会会則

(目的)

第1条 本委員会は災害による被災者を救援するため、北海道地域防災計画第32節災害義援金募集(配分)計画に基づき北海道における災害義援金の配分に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会は北海道災害義援金配分委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(事務局)

第3条 委員会の事務局は北海道保健福祉部福祉局福祉援護課(以下「北海道」という。)に置く。

(組織)

第4条 委員会は第1条の目的に賛同し、協力する機関又は団体(以下「構成団体」という。)をもって組織する。

(委員)

第5条 委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

(2) 委員会の会長は、北海道保健福祉部長をもって充てる。

(3) 委員は会議に出席し事案を協議する。

(委員会)

第6条 委員会は会長が必要と認めたとき、又は委員の要請に基づき会長が招集する。

(2) 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(3) 会長に事故あるときは、予め会長が指名した者が代理する。

(配分要綱等)

第7条 義援金配分要綱は別紙要綱骨子に拠るものとし、必要な細目についてはその都度委員会において協議し決定する。

(運営)

第8条 委員会の運営に必要な庶務並びに経費は北海道において措置する。

(意見の聴取)

第9条 委員会は第1条の目的を達成するため、必要に応じて関係機関から意見を求めることができる。

(附則)

第10条 この会則は平成19年5月30日から実施する。

北海道災害義援金募集(配分)委員会会則(昭和57年9月1日制定)は廃止する。

## 別紙 災害義援金配分事業要綱骨子

別紙

災害義援金配分事業要綱骨子

北海道災害義援金配分委員会会則第7条に定める要綱骨子は次のとおりとする。

- 1 義援金配分要綱名  
要綱の名称は原則として発生した災害名を冠し「〇〇災害義援金配分要綱」とする。
- 2 実施主体  
北海道災害義援金配分委員会とする。  
(事務局：北海道保健福祉部福祉局福祉援護課)
- 3 構成団体  
委員会構成団体名を明記する。
- 4 趣旨  
都度委員会において定める。
- 5 配分方法  
北海道災害義援金募集委員会から送金された義援金(預金利子を含む)は、速やかに委員会を開催し協議の上、公正・適正に被災市町村等に配分する。
- 6 広報・周知  
義援金配分結果については、その都度委員会名をもって新聞・ラジオ・テレビ等を通じて公表する。
- 7 経費  
各構成団体が義援金の配分結果について公表する諸経費については、その団体が負担する。  
(2) 被災地への義援金送料等については委員会において定める。但しこれらの費用を義援金より支出することは原則として行わない。
- 8 その他  
本要綱骨子に定めるものの外必要な事項は委員会において定める。

# 図表等

## 第4章一別表1 水防区域

(平成20年11月現在)

※ 出典：「被害想定調査（災害危険区域現地調査）」の第1表～第6表より該当項目を掲載。

番 号		危 険 区 域							予 想 さ れ る 被 害				整 備 計 画	
一 連	図 面	市町村名	地区名	水系名	河川名	流心距離 (Km)	危険区域 延長(m)	災害の 要因	住家 (戸)	公共施 設 (棟)	道路	その他	実施機関	概要
1	1	剣淵町	元町・東町	天塩川	1級 剣淵川	音無川合 流点から 0.05	両岸 5,000	内水氾濫	11			田 70ha 畑 110ha	道 建設部	H10 改修完了
1	2	剣淵町	屯田町 南桜町	天塩川	1級 パンケペ オッペ川	剣淵川合 流点から 0.6	両岸 1,000	内水氾濫	5			田 10ha 畑 20ha	道 建設部	H16 策定済
1	3	剣淵町	西原町	天塩川	1級 犬牛別川	イパノマ ップ川合 流地点か ら1.4	両岸 2,800	内水氾濫	5			田 25ha 畑 35ha	道 建設部	H16 策定済
1	4	剣淵町	東町	天塩川	1級 6線川	剣淵川合 流点から 0.5	右岸 5,000	内水氾濫	5			田 33ha 畑 15ha	道 建設部	H20 年着手
1	5	剣淵町	西岡町	天塩川	1級 パンケペ オッペ川	剣淵川合 流点から 0.5	両岸 3,000	内水氾濫	1			田 10ha 畑 24ha	道 建設部	H16 年着手
1	6	剣淵町	東町	天塩川	普通 刈分川	剣淵川合 流点から 0.6	両岸 2,400	溢水	1			田 6ha 畑 18ha	剣淵町	検討中
1	7	剣淵町	南桜町 西岡町	天塩川	1級 小沢川	3線川合 流点から 0.6	両岸 2,000	内水氾濫	1			田 2ha 畑 18ha	道 建設部	西岡ダム 工事中
1	8	剣淵町	旭町	天塩川	1級 音無川	剣淵川合 流点から 1.0	両岸 1,400	内水氾濫	8			田 15ha 畑 27ha	道 建設部	計画なし

## 第4章—別表2 地すべり・がけ崩れ等危険区域（急傾斜地崩壊危険区域）

（平成20年11月現在）

番 号		危険区域の現況				予想される被害				法令等における指定状況					整 備 計 画		
一連	図面	市町村名	地区名	場所	危険区域面積 (ha)	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概 要
														全部	一部		
2	1	剣淵町	西原町1	西原町	1			道道温根別剣淵停車場線			総点検					道 水産 林務部	計画検討中
2	2	剣淵町	西原町2	西原町	1			道道温根別剣淵停車場線			総点検					道 水産 林務部	計画検討中
2	3	剣淵町	西原町3	西原町	1			道道温根別剣淵停車場線			総点検					道 水産 林務部	計画検討中
2	4	剣淵町	西原町4	西原町	2			町道北栄線			総点検					道 水産 林務部	計画検討中
2	5	剣淵町	西原町5	西原町	2			町道岩野満布1号			総点検					道 水産 林務部	計画検討中
2	6	剣淵町	静川穀類乾燥調整施設	藤本町	2	4	1	国道40号			総点検					道 水産 林務部	計画検討中
2	7	剣淵町	伊藤の沢	東町	1	5		国道40号			総点検					道 水産 林務部	計画検討中
2	8	剣淵町	佐藤の沢	東町	1			町道智取満布2線			総点検					道 水産 林務部	計画検討中
2	9	剣淵町	東町1	東町	2	5		国道40号			総点検					道 水産 林務部	計画検討中
2	10	剣淵町	東町2	東町	2			道道上士別ビバカルウシ線			総点検					道 水産 林務部	計画検討中
2	11	剣淵町	南桜町1	南桜町	3			町道犬牛別線			総点検					道 水産 林務部	計画検討中

※ 出典：「被害想定調査（災害危険区域現地調査）」の第1表～第6表より該当項目を掲載。

# 第4章—別表3 土石流危険区域

(平成20年11月現在)

番号		危険区域の現況							予想される被害				整備計画			
一連	図面	市町村名	区域名	水系名	河川名	溪流名	溪流番号	溪流概況		砂防指定地指定番・年月日	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	実施機関	概要
								溪流長(km)	面積(ha)							
3	1	剣淵町	藤本町	天塩川	剣淵川	鏡の沢		1.2	4		8		国道40号		道水産 林務部	検討中
3	2	剣淵町	藤本町	天塩川	剣淵川	神社の沢		1.2	5		10		国道40号		道水産 林務部	H4~H6 治山 工事完了
3	3	剣淵町	藤本町	天塩川	剣淵川	旧13区の沢		1.0	4		10		国道40号		道水産 林務部	検討中
3	4	剣淵町	東町	天塩川	剣淵川	旧12区の沢		1.2	4		15		国道40号		道水産 林務部	検討中
3	5	剣淵町	東町	天塩川	刈分川	刈分川 A		0.4	1		14		道道上士別 ビバカルン線		道水産 林務部	検討中
3	6	剣淵町	東町	天塩川	刈分川	刈分川 B		0.6	1		10		道道上士別 ビバカルン線		道水産 林務部	検討中
3	7	剣淵町	東町	天塩川	刈分川	刈分川 C		0.6	1		6		道道上士別 ビバカルン線		道水産 林務部	検討中
3	8	剣淵町	西原町	天塩川	ハンケハ オッハ川	ワネハツ沢 A		0.4	1		6		町道		道水産 林務部	検討中
3	9	剣淵町	西原町	天塩川	犬牛別川	ワネハツ沢 B		0.6	1		5		町道		道水産 林務部	検討中
3	10	剣淵町	西原町	天塩川	犬牛別川	ワネハツ沢 C		1.8	11		10		道道温根別 剣淵停車場線		道水産 林務部	検討中
3	11	剣淵町	西原町	天塩川	犬牛別川	ワネハツ沢 D		0.4	1		10		道道温根別 剣淵停車場線		道水産 林務部	検討中
3	12	剣淵町	西原町	天塩川	犬牛別川	ワネハツ沢 E		0.3	1		10		道道温根別 剣淵停車場線		道水産 林務部	検討中
3	13	剣淵町	西原町	天塩川	犬牛別川	ワネハツ沢 F		0.7	1		10		道道温根別 剣淵停車場線		道水産 林務部	検討中
3	14	剣淵町	南桜町	天塩川	ハンケハ オッハ川	梅原の沢		0.2	1		3		町道		道水産 林務部	検討中
3	15	剣淵町	南桜町	天塩川	小沢川	早田峠の沢		1.8	14		10		町道		道水産 林務部	検討中
3	16	剣淵町	西原町	天塩川	犬牛別川	イハノマツ沢 A		0.7	1		5		町道		道水産 林務部	検討中
3	17	剣淵町	西原町	天塩川	犬牛別川	イハノマツ沢 B		0.4	1		40		町道		道水産 林務部	検討中
3	18	剣淵町	東町	天塩川	剣淵川	東十線川	I 42- 0310		45		2	1	国道40号		道建設 部	
3	19	剣淵町	東町	天塩川	剣淵川	東九線川	II 42- 0320		66		1		—		道建設 部	
3	20	剣淵町	東町	天塩川	刈分川	刈分川左1 の沢川	II 42- 0330		41		2		道道上士別 ビバカルン線		道建設 部	
3	21	剣淵町	西原町	天塩川	犬牛別川	十四線川	II 42- 0440		36		1		町道		道建設 部	

※ 出典：「被害想定調査（災害危険区域現地調査）」の第1表～第6表、「旭川土木現業所管内土砂災害危険箇所図より該当項目を掲載。

## 第4章－別表4 危険物取扱所及び貯蔵所

(平成21年4月現在)

事業所名	所在地	電話番号	種類	数量
北ひびき農業協同組合剣淵 機関支所給油所	剣淵町仲町8番9号	34-2451	第1石油類	30,000ℓ
			第2石油類	30,000ℓ
剣淵石油株式会社	剣淵町緑町9番1号	34-2458	第1石油類	30,000ℓ
			第2石油類	30,000ℓ
有限会社ウシロ・サービス	剣淵町元町15番3号	34-2703	第1石油類	9,600ℓ
			第2石油類	19,200ℓ
菜原プロパン店	剣淵町仲町6番4号	34-2623	LPガス	80kg×5本 50kg×3本 20kg×2本

## 第4章—別表5 重要水防施設（樋門、樋管）

（平成21年4月現在）

番号	河川名	岸	樋門・樋管名	住 所
1	剣淵川	左	栗山排水樋門	剣淵町藤本町
2	剣淵川	左	剣淵川九線排水ひ門	剣淵町藤本町
3	剣淵川	左	芥藤排水樋門	剣淵町藤本町
4	剣淵川	左	桜井排水樋門	剣淵町藤本町
5	剣淵川	右	刈分3号排水樋管	剣淵町東町
6	剣淵川	右	刈分地区第2号排水樋函	剣淵町東町
7	剣淵川	左	佐藤排水ひ門	剣淵町元町
8	剣淵川	左	5線排水樋門	剣淵町元町
9	剣淵川	左	小林樋門	剣淵町東町
10	剣淵川	左	杉山排水樋門	剣淵町元町
11	剣淵川	左	剣淵川芥藤排水樋門	剣淵町元町
12	剣淵川	右	刈分排水樋門	剣淵町東町
13	剣淵川	右	剣淵川剣淵橋上流樋門	剣淵町東町
14	剣淵川	右	泊排水樋門	剣淵町東町
15	剣淵川	右	東3線排水樋門	剣淵町東町
16	剣淵川	左	生出排水樋門	剣淵町元町
17	剣淵川	左	南剣淵第一樋門	剣淵町屯田町
18	剣淵川	左	山田排水樋門	剣淵町屯田町
19	剣淵川	右	満月排水樋門	剣淵町東町
20	剣淵川	右	佐藤排水樋門	剣淵町東町
21	剣淵川	右	東剣淵第2号樋管	剣淵町東町
22	剣淵川	右	今野樋門	剣淵町東町
23	犬牛別川	右	野口排水樋管	剣淵町藤本町
24	犬牛別川	右	中下2号排水樋門	剣淵町藤本町
25	犬牛別川	右	池田排水樋門	剣淵町東町
26	犬牛別川	右	池田排水樋管	剣淵町西原町
27	犬牛別川	右	池田排水樋管工	剣淵町西原町
28	犬牛別川	右	11線川排水樋門	剣淵町西原町
29	犬牛別川	左	高橋排水樋管	剣淵町西原町

番号	河川名	岸	樋門・樋管名	住 所
30	犬牛別川	左	清水排水樋門	劍淵町西原町
31	犬牛別川	左	菜原排水樋管	劍淵町西原町
32	犬牛別川	左	山田排水樋管	劍淵町西原町
33	犬牛別川	左	第3号排水樋管	劍淵町西原町
34	犬牛別川	左	後藤排水樋門	劍淵町西原町
35	犬牛別川	左	9区1号排水樋管	劍淵町西原町
36	犬牛別川	右	尾崎排水樋門	劍淵町西原町
37	犬牛別川	右	西原1号排水樋管	劍淵町西原町
38	犬牛別川	右	西原2号排水樋門	劍淵町西原町
39	犬牛別川	左	国井排水樋門	劍淵町西原町
40	犬牛別川	左	佐々木樋門	劍淵町西原町
41	犬牛別川	右	佐藤樋門	劍淵町藤本町
42	イパノマップ川	右	高橋排水樋管	劍淵町西原町
43	音無川	左	村岡排水樋門	劍淵町東町
44	音無川	右	石田排水樋管	劍淵町元町
45	パンケペオッペ川	左	第3号排水樋門	劍淵町屯田町
46	パンケペオッペ川	右	池田第1排水樋門	劍淵町南桜町
47	パンケペオッペ川	右	安田排水樋門	劍淵町南桜町
48	パンケペオッペ川	右	第6号排水樋門	劍淵町屯田町
49	パンケペオッペ川	左	南劍淵第2排水樋管	劍淵町屯田町
50	パンケペオッペ川	右	池田第2排水樋函	劍淵町南桜町
51	パンケペオッペ川	左	菅井排水樋門	劍淵町南桜町
52	パンケペオッペ川	左	池田樋門	劍淵町南桜町
53	劍淵川	右	高井樋門	劍淵町藤本町
54	六線川	右	海上樋門	劍淵町東町
55	パンケペオッペ川	右	第2号樋門	劍淵町屯田町
56	パンケペオッペ川	右	木村排水樋門	劍淵町西岡町
57	パンケペオッペ川	右	吉田排水樋門	劍淵町屯田町
58	パンケペオッペ川	左	秋庭排水樋門	劍淵町屯田町
59	パンケペオッペ川	右	吉田上流排水樋管	劍淵町屯田町

## 第4章一別表6 水防倉庫及び主要備蓄資機材一覧

### 1 水防用資機材の備蓄状況

(平成21年4月現在)

品名	土のう用袋	スコップ	ツルハシ	掛け矢	灯光器
数量	65	61	3	2	1

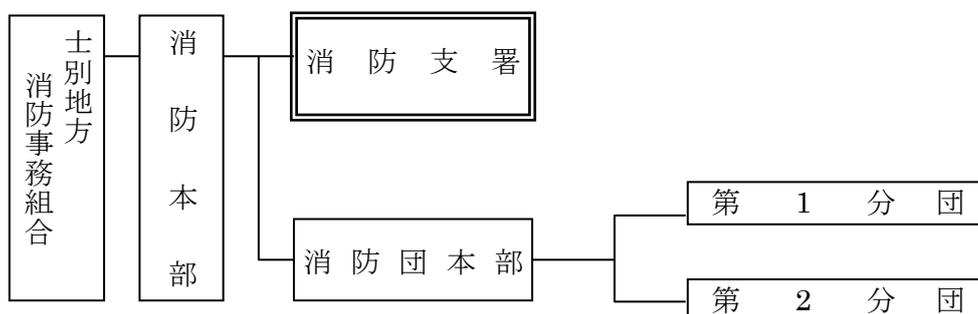
### 2 給水資機材の保有状況

(平成21年4月現在)

資機材名	数量	能力	保管場所
給水タンク	3	18 t	士別地方消防事務組合剣淵支署
ポリタンク	25	18ℓ	防災物品庫

## 第4章一別表7 消防組織

### 1) 士別地方消防事務組合



### 2) 消防職員配置 (条例定数8人)

(平成21年4月現在)

階級別 区別	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	計
剣淵支署	2	1	2	1	1	7

### 3) 消防団員配置 (条例定数45人)

(平成21年4月現在)

階級別 区別	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
計	1	1	2	2	2	4	33	45

## 第4章—別表8 消防施設整備状況

### 1) 車輛

(平成21年4月現在)

種類	台数
水そう付消防ポンプ自動車	2台
小型動力ポンプ付積載車	1台
指揮広報車	1台
小型動力ポンプ付水槽車	1台

### 2) 消防水利施設

(平成21年4月現在)

地区	防火水槽	消火栓	地区	防火水槽	消火栓
西町	6	6	屯田町	1	
緑町	3	3	旭町		1
仲町	7	8	西原町	2	
元町	4	8	東町	1	

### 3) 資機材

(平成21年4月現在)

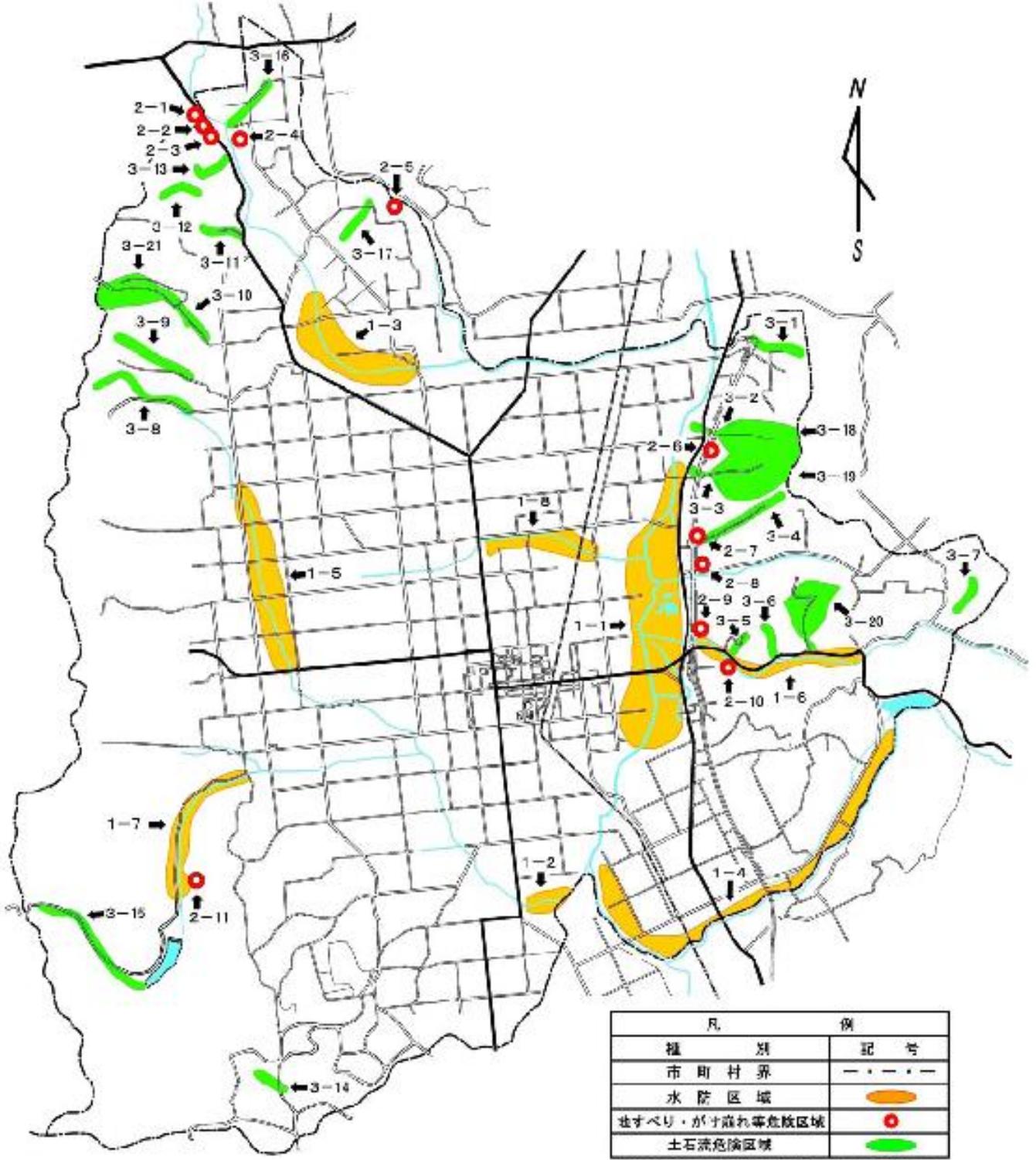
区分	種類	数量	区分	種類	数量
救助器具	救命浮輪		救助器具	スノーボード	
救助器具	救命胴衣	10	救助器具	レスキューツール	1
救助器具	救助マット		救助器具	救助用バスケット	
消防用器具	耐熱服		消防用器具	消防ホース 町野 65mm	64
消防用器具	耐電衣		消防用器具	背負式消火器具	
消防用器具	耐電手袋	2	消防用器具	組立水槽 2, 500ℓ	
消防用器具	耐電長靴		消防用器具	組立水槽 500ℓ	
消防用器具	空気呼吸器	3	消防用器具	発泡機	
消防用器具	空気ボンベ	7	消防用器具	泡ノズル	1
消防用器具	エアースー		消防用器具	発電機(移動) 投光機	1
消防用器具	ポートタワー		消防用器具	梯子(2連)	3
消防用器具	可搬式ウィンチ		消防用器具	梯子(3連)	1
消防用器具	チェーンソー	1	消防用器具	水損防止シート	3
消防用器具	酸素溶断機		消防用器具	赤外線カメラ	
消防用器具	エンジンカッター	1	保安器具		
消防用器具	緩降機		消火剤	泡原液(合成界面活性剤)	100ℓ
消防用器具	ロープ 100m	1	消火剤	油吸着マット	344枚
消防用器具	ロープ 50m	1	消火剤	油処理剤	78ℓ
消防用器具	廃煙機		消火剤	油吸着剤(ACライト)	
消防用器具	携帯用コンクリート破壊器具		救急救助隊用具		
消防用器具	消防ホース 町野 50mm	90本	その他	可燃性ガス測定機	2

## 第4章—別表9 指定緊急避難場所及び指定避難所

(平成28年11月現在)

施設・場所	所在地	電話番号	指定緊急避難場所 (対象とする異常な現象の種類)				指定 避難所
			洪水・ 内水氾濫	崖崩れ・ 土石流・ 地滑り	地震	大規模な 火災	
剣淵町民センター	仲町37番1号	34-2121	○		○	○	○
剣淵小学校	西町23番1号	34-2116	○		○	○	
剣淵中学校	西町20番1号	34-2211	○		○	○	
剣淵高等学校	仲町22番1号	34-2549	○		○	○	
B & G海洋センター体育館	仲町21番1号	34-2246	○		○	○	
剣淵町健康福祉総合センター	仲町28番1号	34-3955	○		○	○	○ (福祉)
元町自治会館	元町6番11号		○			○	
南桜町自治会館	南桜町506番地		○			○	
旧第5区公民館	南桜町1496番地		○			○	
西岡町農業研修館	西岡町1201番地		○			○	
西岡町自治会館	西岡町1918番地		○			○	
西原地区農業研修館	西原町3083番地		○	○		○	
西原東地区集会所(旧第9区公民館)	西原町721番地		○			○	
東地区農業研修館	東町2411番地1		○	○		○	
東町南地区会館	東町1132番地		○	○		○	
藤本町自治会館	藤本町1575番地		○	○		○	
剣淵小学校グラウンド	西町23番1号				○	○	
剣淵中学校グラウンド	西町20番2号				○	○	
剣淵高等学校グラウンド	仲町22番2号				○	○	
剣淵町平波球場	元町254番地				○	○	
南剣淵公園グラウンド	南桜町1496番地				○	○	
旧西岡小学校グラウンド	西岡町1201番地				○	○	
西原学園グラウンド	西原町3083番地				○	○	
東地区農業研修館緑地公園	東町2411番地1				○	○	
桜岡公園キャンプ場	東町5123番地				○	○	
旧第13区公民館前空地	藤本町115番地				○	○	

# 第4章—別図1 災害危険図



凡	例
種 別	記 号
市 町 村 界	— · — · —
水 防 区 域	○
土 石 流 危 険 区 域	●

本図は、平成25年1月31日現在、国土院の「災害危険区域図」に基づき、「災害危険区域図」及び「災害危険区域図」に基づき作成されたものである。なお、本図は、国土院の「災害危険区域図」に基づき作成されたものである。

## 第5章—別表1 被害状況の判定基準

被害区分		判断基準
① 人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>2) 町外の者が町内に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、本町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重症、軽症についても同じ。)</p> <p>3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>1) 死者欄の2) 3) を参照。</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1ヶ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヶ月以上に及ぶものを重傷者とする。</p> <p>2) 死者欄の2) 3) を参照。</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1ヶ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヶ月未満であるものを軽傷者とする。</p> <p>2) 死者欄の2) 3) を参照。</p>
② 住家被害	住家	<p>現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>
	世帯	<p>生活の一つにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。</p> <p>1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失、もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。</p> <p>1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>

被害区分		判断基準
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
② 住家被害	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもので、 1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一次的に居住することができない状態となったもの。 1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 4) 被害額の算出は、住家に準ずる。	
④ 農業被害	農地	農地被害は、田畑が流失、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態のもの。 2) 埋没とは、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上流入した状態をいう。 3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 2) 倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。

被害区分		判断基準
	共同利用施設	農業共同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜舎被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。
公園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地に設けられたもの。	
⑥ 水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。

被害区分		判断基準
	その他施設	上記施設で個人(団体、会社も含む)所有のものをいう。
	漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
⑦ 林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む)等をいう。
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。
⑨ 商工被害	商業	商品、原材料等をいう。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。)
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障害者(児)福祉施設、知的障害者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設等をいう。
⑬ その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

## 第5章－別表2 車両確保の現況

### 1 町有車両の現況

(平成21年4月現在)

車種	台数(台)	所属(管理)課	
		所属(管理)課	台数(台)
乗用車	4	総務課	2
		健康福祉課	2
軽自動車	2	健康福祉課	1
		経済課	1
ライトバン	8	総務課	1
		経済課	3
		建設課	2
		住民課	1
		教育課	1
バス	8	総務課	5
		経済課	3
小型貨物車	6	総務課	1
		建設課	3
		教育課	2
軽トラック	3	経済課	2
		建設課	1
ワゴン車	8	総務課	2
		経済課	1
		建設課	1
		教育課	1
		健康福祉課	1
		診療所	1

## 第5章－別表3 ヘリコプター発着可能地

(平成21年4月現在)

管内	小学校区	場所	住所	緯度	経度
上川	剣淵町	剣淵小学校グラウンド	剣淵町西町23番1号	北緯 44度 5分 48秒	東経 142度 21分 29秒
上川	剣淵町	剣淵中学校グラウンド	剣淵町西町20番2号	北緯 44度 5分 58秒	東経 142度 21分 22秒
上川	剣淵町	剣淵高等学校グラウンド	剣淵町仲町22番2号	北緯 44度 6分 2秒	東経 142度 22分 3秒
上川	剣淵町	剣淵平波球場	剣淵町元町254番地	北緯 44度 5分 41秒	東経 142度 22分 18秒
上川	剣淵町	桜岡公園多目的運動広場	剣淵町東町5245番地	北緯 44度 5分 31秒	東経 142度 25分 43秒

## 第5章－別表4 AED（自動体外式除動機）の設置箇所

（平成21年4月現在）

設 置 施 設	設 置 箇 所	住 所	電 話 番 号
町民センター	1階ロビー	剣淵町仲町37番1号	0165-34-2121
士別地方消防事務組合剣淵支署	団員室内	剣淵町仲町37番1号	0165-34-2132
健康福祉総合センター	ロビー	剣淵町仲町28番1号	0165-34-0955
剣淵小学校	職員室内	剣淵町西町23番1号	0165-34-2116
剣淵中学校	職員室内	剣淵町西町20番1号	0165-34-2211
剣淵高等学校	職員室内	剣淵町仲町22番1号	0165-34-2549
B&G海洋センター	ロビー	剣淵町仲町21番1号	0165-34-2675
武道館	ロビー	剣淵町仲町16番1号	0165-34-2818
屋内ゲートボール場	ロビー	剣淵町仲町21番1号	0165-34-2675
道の駅	地場産品コーナー前	剣淵町東町2420番地	0165-34-3811
レークサイド桜岡	ロビー	剣淵町東町5141番地	0165-34-3100

## 第5章—別表5 災害応急金融計画

(平成16年度)

融資の名称	内容・資格・条件等						
生活福祉資金	貸付の対象 低所得者・高齢者・身体障害者等 利率年3% 但し据置期間中及び修学資金は無利子、長期生活支援資金については、年3%又は毎年4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い方						
		資金の種類	内容	貸付限度(円)	据置期間	償還期間	備考
	更正資金	生業費	低所得世帯等が生業を営むのに必要な経費	低 2,800,000 以内 障 4,600,000	1年 以内 18月	7年 以内 9年	措置期間 災害による場合は最大24月
		技能習得費	低所得世帯等が就職又は技能を習得するために必要な支度をする経費 低所得世帯等が生業又は就職に必要な知識・技能を習得するのに必要な経費	低 1,100,000 障 1,300,000	6月	8年	措置期間 災害による場合は最大24月
	福祉資金	福祉費	低所得世帯等が結婚・出産及び葬祭に必要な経費等、転宅に必要な経費、就職時の支度費、日常生活上一時的に必要な経費	500,000	6月	3年	
		障害者等福祉用具購入費	障害者又は高齢者が日常生活の便宜を図るための高額な福祉機器等の購入に特に必要な経費	800,000		6年	
		障害者自動車購入費	障害者等が自動車を購入するのに必要な経費	2,000,000			
		中国残留邦人等国民年金追納費	中国残留邦人等が国民年金の保険料を追納するのに必要な経費	4,704,000		10年	

融資の名称		内容・資格・条件等				
資金の種類		内容	貸付限度（円）	据置期間	償還期間	備考
就学資金	就学費	低所得世帯に属する者が高等学校（盲学校、ろう学校又は養護学校の高等部及び専修学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む）大学、短期大学及び専修学校の専門課程又は高等専門学校に修学するのに必要な経費	（高校、専修学校高等課程） 月 35,000 （高専） 月 60,000 （短大、専修学校専門課程） 月 60,000 （大学） 月 65,000	卒業後 6月 以内	15年	
	就学支度金	入学に際し必要な経費	500,000			
住宅資金		低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し住宅の増改築、拡張、補修又は保全に必要な経費	2,500,000	6月	7年	措置期間 災害による場合は 最大24月
療養・介護資金		低所得世帯又は高齢者世帯に対し世帯員の負傷又は疾病の療養（療養を必要とする期間が1年以内の場合に限る。）に必要な経費及び介護保険法による介護サービスを受けるのに必要な経費（原則として1年以内の場合に限る）	1,700,000	6月	5年	措置期間 災害による場合は 最大24月
災害支援資金		低所得者世帯に対し災害を受けたことにより困窮から自立更正するために必要な経費	1,500,000	12月	7年	
緊急小口資金		緊急一時的な需要に対応するための経費	50,000	2月	4月	
長期生活支援資金		毎月の生活費	土地の評価額に基づき定めた額	償還期限 貸付契約の終了時		一定不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として貸付を行う

融資の 名称	内容・資格・条件等								
	資金の 種類	貸付対象等		貸付限度額（円）	貸付を受 ける期間	据置 期間	償還 期間	利率	
母子・寡婦福祉資金	事業 開始 資金	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	事業（例えば洋裁軽飲食、 文具販売、菓子小売業等 母子福祉団体においては 政令で定める事業）を開 始するのに必要な設備 費、什器、機械等の購入資 金	2,830,000 団体 4,260,000		1年	7年 以内	無利子	
	事業 継続 資金	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	現在営んでいる事業(母子 福祉団体については政令 で定める事業)を継続す るために必要な商品、材料等 を購入する運転資金	1,420,000		6ヶ月	7年 以内	無利子	
	修学 資金	母子家庭の母が 扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	高校、専門学校 (高等課程) 短大、専修大学 (専門課程)	公立(自宅) 18,000 (自宅外) 23,000 私立(自宅) 30,000 (自宅外) 35,000 公立(自宅) 44,000 (自宅外) 50,000 私立(自宅) 52,000 (自宅外) 59,000 大学 公立(自宅) 44,000 (自宅外) 50,000 私立(自宅) 53,000 (自宅外) 63,000	就学期間中	当該 学校 卒業後 6ヶ月	20年 以内 専修学校 (一般課 程は5年 以内)	無利子	
	技能 習得 資金	母子家庭の母 寡婦	自ら事業を開始し又は会 社等に就職するために必 要な知識、技能を習得す るために必要な資金（例 洋裁、タイプ、栄養士等）	月額 50,000 (特1回 450,000)	知識、技能を 習得する期 間中 3年を こえない範 囲内	知識 技能 習得後 6ヶ月	10年 以内	無利子	
	修業 資金	母子家庭の母が 扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職す るために必要な知識、技能 を習得するために必要な 資金	月額 50,000 (特1回 450,000) (注)修業施設で知 識、技能習得中の児 童が18歳に達した ことにより児童扶 養手当等の給付を 受けることができ なくなった場合上 記額に児童扶養手 当額を加算	知識、技能を 習得する期 間中 3年を こえない範 囲内	知識 技能 習得後 6ヶ月	6年 以内	無利子	
	就職 支度 金	母子家庭の母が 扶養する児童 父母のいない児童 寡婦	就職するために直接必要 な衣服、履物等を購入す る資金	100,000 (特別 320,000)			1ヶ月	10年 以内	無利子

融資の 名称	内容・資格・条件等							
	資金 の種類	貸付対象等		貸付限度	貸付を 受ける期間	据置 期間	償還 期間	利率
母子・寡婦福祉資金	医療 介護 資金	母子家庭の母又 は児童 寡婦	医療又は介護（当該医療 を受ける期間が1年以内 の場合に限る）を受ける ために必要な資金	310,000 (特1回 450,000) 介護 500,000		6ヶ月	5年 以内	無利子
	生活 資金	母子家庭の母 寡婦	技能習得資金借受期間中 の生活費補給資金	月額 (一般) 103,000 (技能) 140,000	技能習得資 金貸付期間 中3年以内	知識 技能 習得 (医療) 後 6ヶ月	10年 以内	無利子
			医療介護資金借受期間中 の生活費補給資金			医療介護資 金貸付期間 中1年以内	7年 以内	
			配偶者のいない女子にな って5年未満の家庭への 生活補給資金又は失業中 の生活費補給資金			生活安定貸 付後2年以内 又は離職し た日の翌日 から1年以内	貸付 期間 満了後 6ヶ月	
	住宅 資金	母子家庭の母 寡婦	住宅を補修し、保全し、改 築し、増築し、建築し、又 は購入するのに必要な資 金	2,000,000 補修、保全等 1,500,000		6ヶ月	7年 以内 (保全等 は6年以 内)	年3%
	転宅 資金	母子家庭の母 寡婦	住宅を転移するため住宅 の賃借に際し必要な資金	260,000		6ヶ月	3年 以内	年3%
	就学 支度 資金	母子家庭の母が 扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要 な被服等の購入に必要な 資金	小学校 39,500 中学校 46,100 高校等 公立(自宅) 75,000 (自宅外) 85,000 私立(自宅) 410,000 (自宅外) 420,000 大学・短大等 公立(自宅) 370,000 (自宅外) 380,000 私立(自宅) 580,000 (自宅外) 590,000		6ヶ月	20年 以内 専修学校 (一般課 程は5年 以内)	無利子
	結婚 資金	母子家庭の母 寡婦	母子家庭の母が扶養する 児童、寡婦が扶養する20 歳以上の子の婚姻に際し 必要な資金	300,000		6ヶ月	5年 以内	年3%
	特例 児童 扶養 資金	母子家庭の母 父母のいない児童	児童扶養手当の全部又は 一部の支給制限を受け、 かつ、前年の収入が一定 額未満である配偶者のい ない女子	平成14年7月分の 児童扶養手当支給 額と貸付申請時の 児童扶養手当支給 額との差額	18歳未満の 児童を扶養 する期間中5 年を超えない範囲	6ヶ月	10年 以内	無利子



融資の名称	内容・資格・条件等					
災害復興住宅資金	1 対象災害	災害救助法施行令第1条第1項第1号から3号までのいずれかに該当する被害を受けた市町村が1以上ある災害及び主務大臣が指定する災害				
	2 融資対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅金融公庫が指定した災害で被災を受けた住宅の所有者等で自ら居住するか、罹災者のために建設、購入、補修する者</li> <li>・毎月の返済額の4倍以上の月収がある者</li> </ul>				
	3 融資条件					
		区分	建設	新築購入	中古購入	補修
	融資対策	住宅の規格 建築基準法	各戸に居住室、炊事室、便所が備えられていること 建築基準法等の関係法令に適合すること 店舗併用住宅などの場合は、住宅部分が概ね1/2以上あること			
		住宅部分 床面積	13㎡以上175㎡以下	50㎡以上（マンションの場合は40㎡以上）175㎡以下	50㎡以上（マンションの場合は40㎡以上）175㎡以下	
	融資限度額	耐火構造 準耐火構造	建設資金 1,160万円 土地取得資金 770万円 整地資金 380万円	購入資金 1,930万円	購入資金 1,630万円	補修資金 640万円 移転資金 380万円 整地資金 380万円
		木造	建設資金 1,100万円 土地取得資金 770万円 整地資金 380万円	購入資金 1,870万円	購入資金 1,420万円	補修資金 590万円 移転資金 380万円 整地資金 380万円
	返済期間	耐火構造 準耐火構造 木造	35年以内 35年以内 25年以内	35年以内 35年以内 25年以内	20～35年以内 20～35年以内 20～25年以内	20年以内
		据置期間	3年以内			1年以内 (返済期間に含む)
	貸付金利	年1.7%（平成16年12月14日現在）				
	受付期間	災害発生の日から2年間				

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道・市町村 住宅金融公庫支店 住宅金融公庫の代理店（各受託金融機関）	住宅金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
農業経営維持 安定資金	貸付の対象	災害により資金を必要とする場合、その農地、施設その他の農業に活用される資源を売渡す等農業経営に著しい支障を及ぼすことなしに必要な資金の調達ができない農業者
	貸付限度額	農業を営む個人 200万円 農業を営む法人 1,000万円
	償還期間	20年以内（うち据置き3年以内）
	貸付利率	年0.9～1.6%（H13.9.13現在）

取扱機関等	関係法令等	備考
市町村 農林漁業金融公庫及び農林中央 金庫等公庫の事務受託金融機関	農業経営維持安定資金融通措置要綱	
北海道 農林漁業金融公庫 農林中金	農林漁業金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
天災融資法による融資	貸付の対象	(ア) 被害農業者 (イ) 被害林業者 (以下「農林漁業者」という) (ウ) 被害漁業者 (エ) 被害組合
	融資額	農林漁業者 2,000,000円(北海道3,500,000円) (法令で定める資金 5,000,000円(法人25,000,000円)) 漁具購入 50,000,000円
	償還期間	農林漁業者 6年以内(激甚災害法適用7年以内)
	貸付利率	農林漁業者 損失額の割合10%以上で一定の要件に該当する者 年6.5%以内 損失額の割合30%以上の者 年5.5%以内 特別被害地域の特別被害農業者 年3.0%以内
	※実際に適用される貸付条件は、災害の都度政令で定められる。	
農林漁業施設資金(主務大臣指定施設(災害復旧))	貸付の対象	農畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設等農業施設、畜産環境保全林の改良、造成又は取得、果樹の植栽又は補植
	貸付限度	1施設当たり3,000,000円(特認6,000,000円) 又は貸付対象事業費×0.8のいずれか低い額
	貸付期間	15年(うち据置3年)以内。ただし、果樹の改植は25年(うち据置10年)以内
	貸付利率年	0.9~1.7%(H17.10.20現在)
水産業施設資金	貸付の対象	水産倉庫、網干場、水産養殖施設、水産物陸揚施設、水産加工施設、漁船修理施設又は漁船その他主務大臣の指定するもの
	貸付限度	1 貸付対象事業費×0.8 2 漁船1,000万円その他施設300万円 1及び2のいずれか低い額
	貸付期間	15年以内(うち据置3年以内)
	貸付利率年	0.65~1.50%(H17.9.20現在)
沿岸漁業経営安定資金	貸付の対象	災害による経営再建費及び経費の節減又は預貯金の払戻し等で補填されない災害又は災害に準ずるものによる収入減補填費用に充てるための資金を必要とする沿岸漁業者
	貸付限度	個人200万円、法人400万円
	貸付期間	20年以内(うち据置3年以内)
	貸付利率年	0.65~1.50%(H17.9.20現在)

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道市町村金融機関	天災融資法	天災による被害が著しく、かつ、その国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災の都度、政令で指定される 天災資金の借受資格者(被害農林漁業者等) ・被害農林者：農作物等の減収量が平年収穫量の30%以上で、かつ損失額が平年の農業総収入額の10%以上、又は、果樹等の損失額がその者の栽培する果樹等の被害時の価格の30%以上のもの ・被害林業者：林作物の損失額が平年の林業総収入額の10%以上、又は炭焼がま、しいたげほだ木等の損失額が当該施設の被害時の価格の50%以上のもの ・被害漁業者：魚類の損失額が平年の漁業総収入額の10%以上、又は漁船等の損失額が当該施設の被害時の価格の50%以上のもの ・被害組合：農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等で、その所有し、又は管理する施設、在庫品につき著しい被害を受けたもの
北海道農林中金 北海道北洋銀行 北海道銀行	農林漁業金融公庫法	主務大臣指定災害復旧資金

融資の名称	内容・資格・条件等	
造林資金	貸付の対象 貸付限度額 償還期間 貸付利率	造林地の災害復旧を行う林業を営む者（地方公共団体を含む）及び森林組合、同連合会、農業協同組合 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額、但し、計画森林にあつては、90%相当額 30年以内（20年以内の据置期間含む） 0.90～2.00%
樹苗養成資金	貸付の対象 貸付限度額 償還期間 貸付利率	苗畑用地及びかんがい配水施設等の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額 15年以内（5年以内の据置期間含む） 0.90～1.25%
林道資金	貸付の対象 貸付限度額 償還期間 貸付利率	自動車道、軽車道、索道及びこれらの付帯施設（林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む）の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額 20年以内（3年以内の据置期間含む） 0.90～2.00%
主務大臣指定施設資金	貸付の対象 貸付限度額 償還期間 貸付利率	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業素材産業、樹苗養成事業又は特用林産物生産業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額 15年以内（3年以内の据置期間含む） 0.90～2.00%
共同利用施設資金	貸付の対象 貸付限度額 償還期間 貸付利率	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う森林組合、同連合会、農業協同組合、同連合会及び林業者が組合員の過半を占める中小企業等協同組合 貸付を受ける者の負担する額の80%相当 20年以内（3年以内の据置期間含む） 0.90～2.00%

取扱機関等	関係法令等	備考
農林漁業金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業金融公庫	

融資の名称	内容・資格・条件等	
林業経営維持資金	貸付の対象	樹苗又は特用林産物に係る災害で資金を要する林業を営む個人（但し、農林水産業所得が平年度における総所得の過半を占め、かつ、その経営する森林面積が80haを超えない者）及び林業を営む法人（但し、合名会社、合資会社、有限会社及び株式会社に限る。）並びに森林組合同連合会等（但し、前期の者に転貸する場合に限る。）
	貸付限度額	個人 60万円（但し、標準伐期齢以上の林齢の立木を有するときは、その立木の評価額を60万円から控除した額） 法人 800万円
	償還期間	20年以内（原則一括払い）
	貸付利率	0.90～2.00%
林業・木材産業改善資金	貸付の対象	災害により損害を受けた森林の整備を行う森林所有者、素材生産業、林業を営む会社、森林組合、市町村等
	貸付限度額	貸付の合計限度額 個人1,500万円、会社3,000万円、団体5,000万円
	償還期間	5年以内
	貸付利率	無利子
備荒資金直接融資資金	貸付の対象	備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合
	貸付限度額	各組合市町村の蓄積金現在額の1.5倍以内、但し、2千万円未満は2千万円まで災害救助法適用市町村は4千万円まで
	償還期間	6ヶ月
	融資利率	年利率3%

取扱機関等	関係法令等	備考
農林漁業金融公庫 及び農林中央金庫 等公庫の事務受託 金融機関	農林漁業金融公庫法	
北海道 各森林組合 北海道森林組合連 合会 北海道木材産業協 同組合連合会	林業改善資金法	
北海道北洋銀行 北海道銀行 三菱東京UFJ銀行 全国信用金庫組合 札幌支店	事業資金等の銀行 融資斡旋条例	組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する融資 斡旋額は、当該市町村の納付現在額の2倍（その額が2千万円に 満たないときは2千万円）以内とする。但し、特別の事情がある ときは、組合長が適当と認める額まで増額し斡旋することができる ものとする。

融資の名称	内容・資格・条件等						
中小企業総合振興資金「セーフティネット貸付（災害貸付）」	<p>・目的 災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。</p> <p>・融資条件</p>						
	融資対象	<p>1 災害の影響により中小企業信用保険法第2条第3項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等</p> <p>2 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上げの減少等の間接被害を受けている中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの</p>					
	資金使途	<table border="1"> <tr> <td>設備資金</td> <td>運転資金</td> </tr> </table>	設備資金	運転資金			
	設備資金	運転資金					
	融資金額	<table border="1"> <tr> <td>8,000万円</td> <td>5,000万円</td> </tr> </table>	8,000万円	5,000万円			
	8,000万円	5,000万円					
	融資期間	<table border="1"> <tr> <td>10年以内（据置2年以内）</td> <td>7年以内（据置2年以内）</td> </tr> </table>	10年以内（据置2年以内）	7年以内（据置2年以内）			
	10年以内（据置2年以内）	7年以内（据置2年以内）					
融資利率	<table border="1"> <tr> <td>[固定金利]</td> <td>[変動金利]</td> </tr> <tr> <td>5年以内 年1.2%</td> <td>年1.2%</td> </tr> <tr> <td>10年以内 年1.4%</td> <td>(融資期間が3年超の場合選択可)</td> </tr> </table>	[固定金利]	[変動金利]	5年以内 年1.2%	年1.2%	10年以内 年1.4%	(融資期間が3年超の場合選択可)
[固定金利]	[変動金利]						
5年以内 年1.2%	年1.2%						
10年以内 年1.4%	(融資期間が3年超の場合選択可)						
担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによる						
信用保証	すべて北海道信用保証協会の保証付き（通常より低い保証料率が適用）						

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道銀行、北洋銀行、札幌銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、信用金庫、信用組合	中小企業総合振興資金融資要領	

融資の名称	内容・資格・条件等			
勤労者福祉資金	区分	中小企業に働く方	季節労働者の方	離職者の方
	融資対象者	中小企業に勤務する方（育児・介護休業中の方も含む） 前年の総所得が600万円以下の方	2年間で通算12か月以上勤務している季節労働者の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	融資金額	100万円以内		
	融資期間	5年以内 （育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可）	5年以内 （6か月以内元金据置可、据置期間分延長可）	
	融資利率	年1.50%	年0.60%	
	償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可		
	信用保証	取扱金融機関の定めによる	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要	

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道労働金庫 道内信用金庫 道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱	

「被災者生活再建支援法」に基づく支援

	内容・資格・条件等																											
目的	<p>自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であつて、経済的理由等によつて自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。</p>																											
法適用の要件	<p>(1) 対象となる自然災害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害</li> <li>②10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害</li> <li>③100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害</li> <li>④5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</li> </ul> <p>(2) 支給対象世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅が全壊した世帯</li> <li>・住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯</li> <li>・災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯</li> <li>・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）</li> </ul>																											
支給条件	<p>(1) 支給金額</p> <p>下表に示す限度額の範囲内で、①～⑧の経費に対して支給される。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">合 計</th> </tr> <tr> <th></th> <th>①～④</th> <th>⑤～⑧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複数(2人以上)世帯</td> <td>300万円</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>単数(1人)世帯</td> <td>225万円</td> <td>75万円</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>①通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費</li> <li>②自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費</li> <li>③住居の移転費又は移転のための交通費</li> <li>④住宅を賃貸する場合の礼金</li> <li>⑤民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50万円が限度）</li> <li>⑥住宅の解体（除却）・撤去・整地費</li> <li>⑦住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息</li> <li>⑧ローン保証料、その他住宅の立替等に係る諸経費</li> </ul> <p>（注）大規模半壊世帯は⑤～⑧のみ対象（100万円が限度）</p> <p>（注）長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、更に①、③の経費について合計金額の範囲内で70万円を限度に支給</p> <p>（注）他の都府県へ移転する場合は⑤～⑧それぞれの限度額の1/2</p> <p>(2) 支給に係るその他の要件</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年収等の要件</th> <th colspan="2">支給限度額</th> </tr> <tr> <th>複数世帯</th> <th>単数世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（年収）≤500万円 の世帯</td> <td>300万円</td> <td>225万円</td> </tr> <tr> <td>500万円&lt;（年収）≤700万円 かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯</td> <td rowspan="2">150万円</td> <td rowspan="2">112.5万円</td> </tr> <tr> <td>700万円&lt;（年収）≤800万円 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）要援護世帯：心神喪失・重度知的障害者、1級の精神障害者、1、2級の身体障害者などを構成員に含む世帯</p>		合 計				①～④	⑤～⑧	複数(2人以上)世帯	300万円	100万円	200万円	単数(1人)世帯	225万円	75万円	150万円	年収等の要件	支給限度額		複数世帯	単数世帯	（年収）≤500万円 の世帯	300万円	225万円	500万円<（年収）≤700万円 かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯	150万円	112.5万円	700万円<（年収）≤800万円 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯
	合 計																											
		①～④	⑤～⑧																									
複数(2人以上)世帯	300万円	100万円	200万円																									
単数(1人)世帯	225万円	75万円	150万円																									
年収等の要件	支給限度額																											
	複数世帯	単数世帯																										
（年収）≤500万円 の世帯	300万円	225万円																										
500万円<（年収）≤700万円 かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯	150万円	112.5万円																										
700万円<（年収）≤800万円 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯																												
補助金の交付	被災者生活再建支援法人が支給する支援金の2分の1に相当する額を国が補助																											

# 様式

## 第3章—様式1 注意報、警報並びに情報等受理票

### 注意報、警報並びに情報等受理票

決 裁	町 長	副町長	課 長	グループ長	主担当	副担当	合 議
発信日時	午前 年 月 日 時 分 午後				電話・電報・防災無線 連絡 その他 ( )		
発信者				受信者	印		
予警報の 種 類				発表時刻	時 分		
受 理 事 項	発表機関						
	-----						
	-----						
	-----						
	-----						
	-----						
処 理 方 法	-----						
	-----						
	-----						

# 第4章—様式1 水防活動実施報告書

## 水 防 活 動 実 施 報 告 書

自 年 日

(市町村名 )

至 年 日

区 分	水 防 活 動		使 用 資 材 費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分			備 考	
	団体数	活動延 人 員	主 要 資 材	そ の 他 資 材	計	使 用 資 材 費				
						団体数	主 要 資 材	そ の 他 資 材		計
県(都道府)分 前 回 迄		人	円	円	円		円	円	円	
月 分	( )									
月 分	( )									
月 分	( )									
月 分	( )									
月 分	( )									
小 計										
累 計										
水防管理団体分 前 回 迄										
月 分	( )									
月 分	( )									
月 分	( )									
月 分	( )									
月 分	( )									
小 計										
累 計										

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団体数」欄の( )書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 6 「左のうち主要資材35万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

## 第5章—様式1 災害情報

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報									
報告日時	月	日	時	分現在	発受信日時	月	日	時	分
発信機関 (支庁・市町村名 等)					受信機関 (支庁・市町村名等)				
発信者 (職・氏名)					受信者 (職・氏名)				
発生場所									
発生日時	月	日	時	分	災害の原因				
気象等の 状況	雨量								
	河川水位								
	潮位波高								
	風速								
	その他								
ライフライン 関係の 状況	道路								
	鉄道								
	電話								
	水道 (飲料水)								
	電気								
その他									
(1) 災害対策本部等の 設置状況	(名 称)								
	(設置日時)	月	日	時	分	設置			
(2) 災害救助法の適用 状況	地区名	被害棟数			罹災世帯		罹災人数		
	(救助実施内容)								

応急措置の状況	(3) 避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時
		避難指示				
		避難勧告				
		自主避難				
	(4) 自衛隊派遣要請の状況					
	(5) その他措置の状況					
	(6) 応急対策 出動人員	(7) 出動人員		(1) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
その他（住民等）		名				
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別業に記載し報告すること。

# 第5章—様式2 被害状況報告（速報 中間 最終）

災害発生日時			月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在						
災害発生場所													
発信	機関（市町村）名		受信										
	職・氏名												
	発信日時								月 日 時 分				
項目			件数等		被害金額（千円）		項目			件数等		被害金額（千円）	
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		⑤ 土木被害	道工事	河川	箇所					
	行方不明	人					海岸	箇所					
	重症	人					砂防設備	箇所					
	軽症	人					地すべり	箇所					
	計	人					急傾斜地	箇所					
		道路	箇所										
② 住家被害	全壊	棟				市町村工事	河川	箇所					
		世帯					道路	箇所					
		人					橋梁	箇所					
	半壊	棟				小計	箇所	港湾					箇所
		世帯			計	箇所	漁港		箇所				
		人				下水道	箇所						
	一部破損	棟				計	箇所	公園	箇所				
		世帯			崖くずれ		箇所						
		人											
	床上浸水	棟			計	箇所	⑥ 水産被害	沈没流出	隻				
		世帯				破損		隻					
		人				計		隻					
	床下浸水	棟			計	箇所	漁港施設	箇所					
		世帯				共同利用施設	箇所						
		人				その他施設	箇所						
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟		計	漁具（網）	件						
		その他	棟			水産製品	件						
	半壊	公共建物	棟			その他	件						
		その他	棟										
	計	公共建物	棟										
	その他	棟											
④ 農業被害	農地	田	流出・埋没等	ha	⑦ 林業被害	道有林	林地	箇所					
			浸水	ha			治山施設	箇所					
		畑	流出・埋没等	ha			林道	箇所					
			浸水	ha			林産物	箇所					
	農作物	田	ha	小計			箇所						
			畑				ha						
		ha											
	農業用施設	箇所	一般民有林	林地		箇所							
	共同利用施設	箇所		治山施設		箇所							
	営農施設	箇所		林道		箇所							
	畜産被害	箇所		林産物		箇所							
	その他	箇所		その他		箇所							
	計			小計		箇所							
			計	箇所									

項目			件数等	被害金額 (千円)	項目			件数等	被害金額 (千円)	
⑧衛生被害	水道	箇所			⑪社会教育施設被害			箇所		
	病院	公立	箇所		⑫社会福祉施設等被害	公立	箇所			
		個人	箇所			法人	箇所			
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所			計			箇所	
		し尿処理	箇所			⑬その他	鉄道不通	箇所		
火葬場	箇所			鉄道施設	箇所					
計	箇所			被害船舶	隻					
⑨商工被害	商業	件			空港		箇所			
	工業	件			水道		戸		—	
	その他	件			電話		回線		—	
	計	件			電気		戸		—	
⑩公立文教施設施設	小学校	箇所			ガス		戸		—	
	中学校	箇所			ブロック塀等		箇所			
	高校	箇所			都市施設		箇所			
	その他文教施設	箇所			計		—			
	計	箇所			被害総額					
公共施設被害市町村数			団体		火災発生	建物	件			
罹災世帯数			世帯			危険物	件			
罹災災者数			人			その他	件			
消防職員出動延人数			人		消防団員出動延人数			人		
災害対策本部の設置状況	道 (支庁)									
	市町村名	名称				設置日時	廃止日時			
災害救助法適用市町村名										
補足資料 (※別葉で報告) <input type="checkbox"/> 災害発生場所 <input type="checkbox"/> 災害発生年月日 <input type="checkbox"/> 災害の種類概況 <input type="checkbox"/> 人的被害 (個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因) → 個人情報につき取り扱い注意 <input type="checkbox"/> 応急対策の状況 ・ 避難場所の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況   ほか										

## 第5章—様式3 公用令書等（別表 第1号様式～第6号様式）

### 別表 第1号様式

従事第 号	公用令書	
	住所 氏名	
	災害対策基本法第65条の規定に基づき、次のとおり 従事協力を命ずる。	
年 月 日	処 分 権 者	
㊟		
従事すべき業務		
従事すべき場所		
従事すべき期間		
出頭すべき日時		
出頭すべき場所		
備 考		

（備考）用紙は、日本工業規格A4とする。

### 別表 第2号様式

保管第 号	公用令書			
	住所 氏名			
	災害対策基本法第78条第1項の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。			
年 月 日	処 分 権 者			
㊟				
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

（備考）用紙は、日本工業規格A4とする。

別表 第3号様式

管 理 第 号  公 用 令 書  住所 氏名  災害対策基本法第78条第1項の規定に基づき、次のとおり 管理 収用 を使用する。  年 月 日 処分権者 <span style="float: right;">㊟</span>																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 12.5%;">名 称</th> <th style="width: 12.5%;">数 量</th> <th style="width: 12.5%;">所 在 場 所</th> <th style="width: 12.5%;">範 囲</th> <th style="width: 12.5%;">期 間</th> <th style="width: 12.5%;">引 渡 月 日</th> <th style="width: 12.5%;">引 渡 場 所</th> <th style="width: 12.5%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考																																
名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考																																	

(備考) 用紙は、日本工業規格A4とする。

別表 第4号様式

変 更 第 号  公 用 変 更 令 書  住所 氏名  災害対策基本法第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第号）に かかる処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付 する。  年 月 日 処分権者 <span style="float: right;">㊟</span>		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">変更した処分の内容</td> </tr> <tr> <td style="height: 100px;"> </td> </tr> </table>	変更した処分の内容	
変更した処分の内容		

(備考) 用紙は、日本工業規格A4とする。

別表 第5号様式

取 消 第 号	公 用 取 消 令 書
	住所 氏名
災害対策基本法第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号） にかかると処分を取り消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。	
年 月 日	
処分権者	㊟

(備考) 用紙は、日本工業規格A4とする。

別表 第6号様式

No. ....	防 災 立 入 検 査 票
所 属 職 名 氏 名	年 月 日 生
上記の者は災害対策基本法第71条の規定に基づく権限を有するものであることを証明する。	
平成 年 月 日 交付	
	劍淵町長 ㊟ 交付責任者 ㊟

※規格 縦6センチ 横9センチとする。

(裏)

注 意
1. 本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。
2. 本票は 年 月 日まで有効とする。
3. 本票は有効期間が経過したとき、または不明になったときは速やかに返還しなければならない。
4. 本票を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届出なければならない。

### 第5章—様式4 避難所収容台帳（避難所）

(避難所)

管理者 認 印	月 日	収容人員	物資使用状況		記事	備考
			品名	数量		
計	( 日間)					

- 注) 1. 「収容人員欄」は、当日の最高収容人員数を記入し、収容人員数の増減経過は、「記事欄」に記入すること。  
 2. 物資の使用状況は、開設期間中に使用した品目及び使用数量を記入すること。  
 3. 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考欄」に記入すること。

### 第5章—様式5 避難所設置及び収容状況（剣淵町）

(剣淵町)

避難所の 名称	所在地	種別	開設機関		実人員 (人)	開設 日数 (日 間)	延人員	備考
			月 日から 月 日まで					
計		既存建物						
		野外仮設						

- 注) 1. 「種別欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分すること。  
 2. 「計欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。



## 第5章—様式7 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事	印
		公安委員会	印
番号標に標示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員または品名）			
使用者	住 所		
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			

備 考 用紙は日本工業規格A5とする。

## 第5章—様式8 世帯構成員別被害状況

平成 年 月 日 時現在

世帯構成員別 被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯	計	小学校	中学校
	全 壊（焼）												
流 失													
半 壊（焼）													
床上（下）浸水													



## 第5章—様式11 物資給与及び受領簿

住家被害 程度区分	1 全壊(焼) 3 半壊(焼)	2 流失 4 床上(下)浸水	給与(貸与)の基礎と なった世帯構成員数	人	男 女	人 人
--------------	--------------------	-------------------	-------------------------	---	--------	--------

災害救助用物資として下記内訳のとおり受領しました。

平成 年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

世帯主 氏名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先(避難所・電話番号等) \_\_\_\_\_

給付(貸与)年月日	品名	数量	備考

## 第5章—様式12 物資の給与状況

(剣淵町)

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎となった 世帯構成員 (人)	給与月日 (月 日)	物資給与の品目				実支 出額 (円)	備考
				布団	毛布	〇〇			
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

平成 年 月 日

給与責任者 氏名 \_\_\_\_\_ 印

- 注) 1. 住家の被害程度に、全壊(焼)、流出又は半壊(焼)、床上(下)浸水の別を記入すること。  
 2. 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。  
 3. 「物資給与の品目」欄に、数量を記入すること。

## 第5章—様式13 消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：平成 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要 請 機 関	剣 淵 町 役 場							
		担当者職氏名								
		連 絡 先	TEL				FAX			
災害の状況・派遣理由	覚 知	年		月		時		分		
	災害発生日時	年		月		時		分		
	災害発生場所									
	災 害 名									
	災 害 発 生 状 況 ・ 措 置 状 況									
派遣を必要とする区域						希望する 活動内容				
気象の状況										
離着陸場の状況		離着陸場名								
		特 記 事 項	(照明・Ⓜマーク、吹き渡し、離着陸場の状況 (障害物等) ほか)							
必要とする資機材						現地での資機材確保状況				
						特 記 事 項				
傷病者の搬送先						救急自動車等の手配状況				
他機関の応援状況		他に応援要請している機関名								
		現場付近で活動中の航空機の状況								
現地最高指揮者		(機関名) (職・氏名)								
無線連絡方法		(周波数) Hz								
その他参考となる事項										
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考	

## 第5章—様式14 救急患者の緊急搬送情報伝達票

要請年月日	年	月	日	時	分
1 要請市町村名	剣淵町	電話	FAX		
担当者	課名	職名	氏名		
2 依頼病院名	電話				
所在地					
担当者（医師名）	医師		氏名		
3 受入れ医療機関名					
所在地					
電話		FAX			
受入れ医療機関の了承 有 ・ 無					
4 ふりがな 患者氏名	生年月日	年	月	日生	歳 男・女
	体 重	kg		職業	
ふりがな 住 所					
ふりがな 病 名					
5 付添搭乗者（医師、看護師の所属：依頼病院 ・ 受入医療機関）					
氏 名	医師		年齢	歳	体重 kg
	看護師				
	付添人	続柄			
6 運航上の必要事項					
(1) 患者に装備されている医療機器の状況					
①点滴（規格 ×、重量 g）②保育器（規格 <sup>H</sup> × <sup>W</sup> × <sup>L</sup> 、重量 g）					
③酸素吸入器（規格 ×、重量 g）					
④その他（名称 ×、規格 ×、重量 g）					
(2) 積載される機器の種類、重量及び規格					
①依頼病院		kg	kg	kg	
②受入れ医療機関		kg	kg	kg	
現 地 離 着 陸 場			メモ		

## 第5章—様式15 自衛隊の災害派遣要請

年 第 号  
月 月 日

北 海 道 知 事 様

剣 淵 町 長 印

自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、次のとおり緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣を要請を要求します。

記

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を必要とする期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項  
(作業用資材、宿舎の準備状況、現地の連絡責任者等)

※ 連絡責任者（所属課・グループ、職名、氏名）及び連絡先を必ず明記のこと。

## 第5章—様式16 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請

年 第 号  
月 月 日

北 海 道 知 事 様

剣 淵 町 長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付け（要請文書番号）をもって要請を要求した自衛隊の災害派遣については、  
目的を達成したので、次の日時をもって撤収されるよう要請を要求します。

記

撤収要請日時 年 月 日 時 分

劍淵町地域防災計画  
— 資料編 —

---

平成21年10月  
平成28年11月改訂  
劍淵町防災会議  
事務局 劍淵町総務課